

総務協議会協議事項

〔 日時 令和5年2月16日(木)
午前10時
場所 第一委員会室 〕

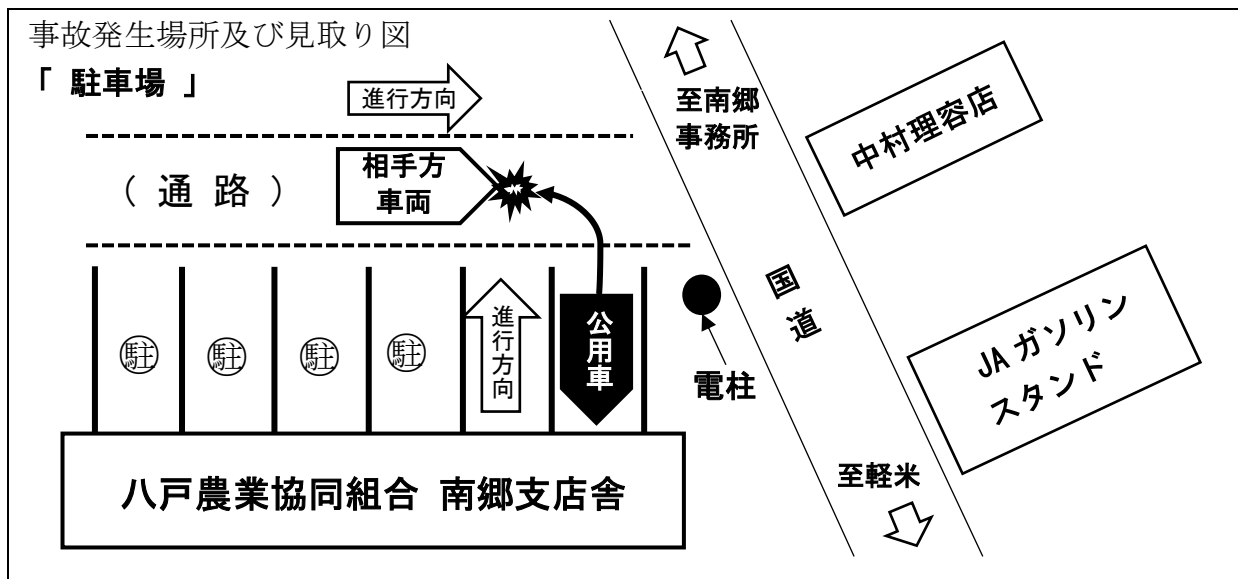
○ 所管事項の報告について

- 1 自動車事故に係る損害賠償額の専決処分について
- 2 令和5年度八戸市美術館の企画について
- 3 令和5年度マチニワイイベント支援事業について
- 4 「未来へつなぐ八戸国体」青森県選手団の成績等について
- 5 八戸市情報公開条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
- 6 八戸市情報公開条例の一部改正（案）の概要について
- 7 八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要について
- 8 八戸市行政不服審査条例の一部改正（案）の概要について
- 9 包括外部監査契約の締結について
- 10 八戸市デジタル推進計画について
- 11 令和4年度八戸市職員採用試験の実施状況について
- 12 令和5年度機構改革（案）及び八戸市事務分掌条例の一部改正（案）の概要について
- 13 八戸市職員定数条例の一部改正（案）の概要について
- 14 八戸市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部改正（案）の概要について

- 15 八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正（案）の概要について
- 16 青森県市町村総合事務組合への加入に関する協議について
- 17 八戸市附属機関設置条例の一部改正（案）の概要について
- 18 令和5年度八戸市青少年海外派遣交流事業について
- 19 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部改正（案）の概要について
- 20 八戸市博物館条例の一部改正（案）の概要について

自動車事故に係る損害賠償額の専決処分について

- 1 事故発生日時 令和4年10月14日（金）午後1時15分頃
- 2 発生場所 八戸市南郷大字市野沢字市野沢 58 番地
八戸農業協同組合南郷支店 駐車場内
- 3 損害物 相手方：前部バンパー右側の擦り傷・へこみ、前部ボディーのゆがみ
八戸市：後部ナンバー付近左側の擦り傷・へこみ
- 4 事故発生状況 後方を十分確認しないまま、公用車をバックさせたところ
ちょうど、国道に出ようとして停止していた相手車両に接触したものの。



- 5 損害賠償額 532,840 円（公益社団法人 全国市有物件災害共済会より同額給付）
- 6 専決処分月日 令和4年12月27日

令和5年度八戸市美術館の企画について

1. 概要

美術館開館2年目となるシーズンは、市民待望の優れた美術作品と出会える機会を提供する展覧会と、市民とともにアートを紹介して出会いや学びを誘発する様々なプロジェクトを展開することにより、「出会いと学びのアートファーム」として美術館運営を図る。

2. 令和5年度の主な企画内容について

(1) 展覧会

①企画展「美しいHUG！」

東京アートポイント計画ディレクターの森司氏をゲストキュレーターに招聘し、八戸市美術館の事業の柱である「展覧会」と「プロジェクト」が連動した企画を実施。能動的に参加・鑑賞するタイプの、6人のアーティストの作品で構成する。

■会期：令和5年4月29日（土）～8月28日（月）

■アーティスト：青木野枝、井川丹、川俣正、きむらとしろうじんじん、黒川岳、タノタイガ

■主催：八戸市美術館



川俣正《Under the Water》



タノタイガ《タノニマス》2007年
(東京都現代美術館での展示風景)
©白井晴幸



きむらとしろうじんじん
《八戸野点 2022in 美術館マエノウ》
©Yuji Hachiya

②巡回展「ロートレックとベル・エポックの巴里－1900年」

来館者アンケートで開催希望の多かったジャンルである、西洋画の展覧会を開催。ロートレックをはじめ、ドガ、ミュシャ、デュフィらの作品を展示し、世界有数の大都市として発展した19世紀末から20世紀のパリの芸術を紹介する。また、建物の特性を活かして、展覧会と併せて館内での「舞踏会」や「晩餐会」など、当時の大衆文化を感じられるイベントを行う。

■会期：令和5年11月3日（金祝）～12月25日（月）

■主催：(仮) ロートレックとベル・エポックの巴里展実行委員会（事務局：八戸市美術館）



アンリ・ド・トゥールーズ
＝ロートレック
《ディヴァン・ジャポネ》
1893年



アンリ・ジェルベクス
《金曜日の宵》
1900年頃



アルフォンス・ミュシャ
『エスタンプ・モデルヌ』
より《サロメ》
1897年



ジュール・シェレ
《「虹」フォーリー・
ベルジュール》
1893年

③巡回展「(仮) Fumiyart2024 藤井フミヤ展」

1983年にチェッカーズのボーカリストとしてデビューし、80年代の音楽シーンを代表するミュージシャンの1人である藤井フミヤ氏の、東北地方初となる個展を開催。2019年に開催した個展をベースに、新作を加えた約100点を展示し、藤井フミヤのクリエイティブな世界観を紹介する。

■会期：令和6年1月20日（土）～3月25日（月）

■主催：デーリー東北新聞社

■共催：八戸市美術館



《ポットィチェリへのオマージュ「Venus and Mars」の模写》
2019年 ©FFM2023



《龍王》 2020年 ©FFM2023

④八戸市美術展

八戸市文化協会との共催により、全館を使って市民が創作した書道や絵画、写真など多彩なジャンルの作品約500点を展示する。文化協会会員を中心とする展示に加え、広く市民や若手アーティスト、学生等の作品発表の場を提供する。

■会期：令和5年9月中旬～10月上旬（予定）

■主催：八戸市文化協会、八戸市美術館

⑤コレクションラボ

毎回テーマを設定し、展示に合わせて実験的なプログラムを行いながら、八戸市美術館の収蔵作品の中から厳選した作品を入れ替えて展示。他館の常設展とは異なる形で、美術館の多彩なコレクションに気軽に触れられる機会を提供する。

| 展覧会名称・会期 | 内容 |
|--|---------------------------------|
| コレクションラボ 005 「工芸作品展（仮）」 令和5年9月16日（土）～12月18日（月） | 八戸市美術館が所蔵する工芸作品を展示する。 |
| コレクションラボ 006 「鈴木コレクション作品展（仮）」 令和5年12月23日（土）～令和6年5月上旬 | 「美しさとは何か」をテーマに、鈴木コレクション作品を展示する。 |

⑥スケジュール

| | R5.4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | R6.1 | 2 | 3 |
|----------|------|---------|---|---|---|---|--------------|--------|----|--------------|--------|---|
| 企画展・巡回展 | | 美しいHUG! | | | | | 八戸市美術館 | ロートレック | | | 藤井フミヤ展 | |
| コレクションラボ | | 美しいHUG! | | | | | コレクションラボ 005 | | | コレクションラボ 006 | | |

(2) プロジェクト

①アートファーマープロジェクト

美術館の企画や運営に能動的に関わる市民スタッフの「アートファーマー」と美術館スタッフが一緒に、美術館での学びを活かして、アーティストとの共同創作活動や来館者へのガイドなど、美術館と人、作品と人、人と人をつなぐ様々な取組を展開する。

■主なアートファーマープロジェクト

| プロジェクト名 | 内容 |
|--------------------------|---|
| 建築ツアーガイド | アートファーマーの個性を活かしたガイドで八戸市美術館の建物の魅力を来館者に伝える。ガイド役と来館者との会話が弾む、双方向型のガイドツアー。 |
| 野点プロジェクト | 陶芸家・美術家のきむらとしろうじんじん氏と一緒に、「その土地の、その日の、そのときの風景の中で」参加者みんなでお茶を楽しむ「野点」を運営する。 |
| タノニマスプロジェクト | 「美しいHUG！」展で展示される、アーティストのタノタイガ氏の作品「タノニマス」を運営するプロジェクト。会期中に開催するワークショップをサポートする。 |
| (仮) 美術館のアクセシビリティ向上プロジェクト | アクセシビリティ（近づきやすさ、利用しやすさ）をテーマとし、年齢、性別、障がい、国籍などに関わらず、市民が美術館を利用しやすい環境をつくる。 |

②学校連携プロジェクト

小・中・高校の教員、美術館の学芸員、専門家が「学校連携プロジェクトチーム」をつくり、子どもたちの力を伸ばして自ら新しい価値をつくり出せる人を育てるために、美術館を活動拠点に、学校の授業で役立つツールやプログラムづくりのほか、学校教育だけでは実現できない取組を行う。

③大学・高専連携プロジェクト

市内の大学・高専が有する専門性と美術館の専門性を掛け合わせて、社会人と学生と一緒に学び、社会で実践できるプログラムを展開する。また、子育て世代が美術館を利用しやすい環境づくりなど、美術館のアクセシビリティを高める取組を行う。

④5館アートプロジェクト

八戸市美術館を含む県内5つの美術館が連携してアートプロジェクトを開催し、国内外からの誘客や周遊促進を図る。実施にあたり、5館のほか、県・各市の観光関係部署等で構成する実行委員会を設立する。（アートプロジェクトの開催時期は、令和6年4月～9月を予定）

■構成館：青森県立美術館、国際芸術センター青森、十和田市現代美術館、弘前れんが倉庫美術館、八戸市美術館

令和5年度 マチニワイベント支援事業について

1. 目的

中心街の賑わい創出と回遊性の向上に資するイベントの開催を支援し、中心街をはじめとする地域経済の活性化を図るため、マチニワを会場とした飲食・物販イベントの会場使用料等の一部を減免する。

2. 対象

- ・市内の複数事業者（3者以上）が共同でマチニワを会場として開催する飲食・物販等の販売促進をメインとするイベント。

3. 支援内容

- ・施設使用料（営業、宣伝等で使用する場合の料金）の3分の2減免
- ・設備器具使用料の全額免除（電気使用料除く）

4. 対象期間

- ・令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）の間に開催されるイベント

5. スケジュール

- 2月下旬 周知
3月 受付開始
4月 支援事業による利用開始

6. 主な変更点

| | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|-------|--------------------------------------|
| 施設使用料の減免割合 | 全額免除 | 3分の2減免 |
| 設備器具使用料の減免割合 | 全額免除 | 全額免除 （電気使用料除く） |
| 同一事業者の申請回数 | 制限なし | 市内商店街等の団体が主催する場合は制限なし。 それ以外は1回まで。 |

「未来へつなぐ八戸国体」青森県選手団の成績等について

1 参加人員

(人)

| 選手団 | | 大会関係者 | |
|----------|-------|-------|-------|
| 本部役員 | 401 | 大会役員 | 400 |
| 選手・監督 | 1,358 | 競技会役員 | 357 |
| スピード | 338 | 競技役員 | 345 |
| ショートトラック | 207 | 招待者 | 70 |
| フィギュア | 174 | 報道員 | 174 |
| アイスホッケー | 639 | 視察員 | 84 |
| 計 | 1,759 | 計 | 1,430 |

2 都道府県総合成績

| 順位 | 都道府県名 | 得点 |
|------------|------------|------------|
| 第1位 | 北海道 | 283 |
| 第2位 | 長野県 | 202 |
| 第3位 | 東京都 | 159 |
| 第4位 | 愛知県 | 158 |
| 第5位 | 埼玉県 | 154 |
| 第6位 | 兵庫県 | 152 |
| 第7位 | 青森県 | 148 |
| 第8位 | 群馬県 | 124 |

| 順位 | 都道府県名 | 得点 |
|------------|------------|-----------|
| 第1位 | 長野県 | 101 |
| 第2位 | 北海道 | 96 |
| 第3位 | 兵庫県 | 95 |
| 第4位 | 神奈川県 | 58 |
| 第5位 | 岩手県 | 57 |
| 第6位 | 青森県 | 54 |
| 第7位 | 東京都 | 52 |
| 第8位 | 群馬県 | 50 |

3 スケート競技会（スピード・ショートトラック・フィギュア競技）

| 順位 | 都道府県名 | 得点 |
|-----|-------|-----|
| 第1位 | 北海道 | 193 |
| 第2位 | 長野県 | 162 |
| 第3位 | 兵庫県 | 142 |
| 第4位 | 愛知県 | 128 |
| 第5位 | 群馬県 | 114 |
| 第6位 | 東京都 | 94 |
| 第7位 | 埼玉県 | 89 |
| 第8位 | 神奈川県 | 86 |

| 順位 | 都道府県名 | 得点 |
|------------|------------|-----------|
| 第1位 | 長野県 | 101 |
| 第2位 | 北海道 | 96 |
| 第3位 | 兵庫県 | 95 |
| 第4位 | 神奈川県 | 58 |
| 第5位 | 岩手県 | 57 |
| 第6位 | 青森県 | 54 |
| 第7位 | 東京都 | 52 |
| 第8位 | 群馬県 | 50 |

※ 青森県 第9位 (83点)

(1) スピード競技成年男子

| 種目 | 順位 | 選手名 | 所属 |
|-----------|-----------|-----------------------------|-------------------------------------|
| 1000m | 優勝 第8位 | 山本大史 清川一樹 | 八戸市スケート協会 明治大学 |
| 1500m | 優勝 | 山本大史 | 八戸市スケート協会 |
| 2000m リレー | 第2位 | 赤坂仁 俵山泰誠 清川一樹 山本大史 | 法政大学 山梨学院大学 明治大学 八戸市スケート協会 |

※ 500m、5000m 入賞なし

(2) スピード競技成年女子

| 種目 | 順位 | 選手名 | 所属 |
|-----------|------------|------------------------------|--------------------------|
| 1000m | 第6位 第7位 | 大岩未奈美 下村璃々 | プライフーズ株式会社 高崎健康福祉大学 |
| 1500m | 第6位 | 木村咲映 | 八戸学院大学 |
| 3000m | 第8位 | 上野恵理子 | 八戸学院大学 |
| 2000m リレー | 第4位 | 高山愛子 渡邊咲良 島くるみ 木村咲映 | 信州大学 八戸学院大学 " " |

※ 500m 入賞なし

(3) スピード競技少年男子

| 種目 | 順位 | 選手名 | 所属 |
|-----------|-----|------------------------------|------------------------|
| 2000m リレー | 第4位 | 佐々木海地 柏崎皓貴 久保悠 村上雄太 | 八戸西高等学校 " " " |

※ 500m、1000m、1500m、5000m、10000m 入賞なし

(4) スピード競技少年女子

| 種目 | 順位 | 選手名 | 所属 |
|-----------|-----|------------------------------|---------------------------------------|
| 500m | 第6位 | 石岡文那 | 下長中学校 |
| 1000m | 第7位 | 沢野心悠 | 八戸西高等学校 |
| 1500m | 第5位 | 根城理美 | 八戸西高等学校 |
| 2000m リレー | 第3位 | 村崎香穂 上田聖華 沢野心悠 根城理実 | 八戸学院光星高等学校 八戸東高等学校 八戸西高等学校 " |

※ 3000m 入賞なし

(5) ショートトラック競技
出場なし

(6) フィギュア競技成年女子

| 順位 | 選手名 | 所属 | 備考 |
|-------|------|------|-------------------------|
| 団体第4位 | 渡辺倫果 | 法政大学 | 個人総合2位（ショート8位、フリー2位） |
| | 廣谷帆香 | 岩手大学 | 個人総合13位（ショート14位、フリー12位） |

(7) フィギュア競技少年女子

団体第14位

(8) フィギュア競技男子

成年・少年とも出場なし

4 アイスホッケー競技会

| 総合成績 | | | 成年男子 | | | 少年男子 | | |
|------------|------------|-----------|------------|------------|-----------|------------|------------|-----------|
| 順位 | 都道府県名 | 得点 | 順位 | 都道府県名 | 得点 | 順位 | 都道府県名 | 得点 |
| 第1位 | 北海道 | 90 | 第1位 | 北海道 | 40 | 第1位 | 北海道 | 40 |
| 第2位 | 青森県 | 65 | 第2位 | 東京都 | 35 | 第2位 | 青森県 | 35 |
| 〃 | 埼玉県 | 65 | 第3位 | 長野県 | 30 | 第3位 | 埼玉県 | 30 |
| 〃 | 東京都 | 65 | 第4位 | 埼玉県 | 25 | 第4位 | 栃木県 | 25 |
| 第5位 | 長野県 | 40 | 第5位 | 青森県 | 20 | 第5位 | 東京都 | 20 |
| 第6位 | 栃木県 | 35 | 第6位 | 千葉県 | 15 | 第6位 | 宮城県 | 15 |
| 第7位 | 愛知県 | 30 | 第7位 | 愛知県 | 10 | 第7位 | 愛知県 | 10 |
| 第8位 | 宮城県 | 25 | 第8位 | 京都府 | 5 | 第8位 | 福岡県 | 5 |
| 〃 | 千葉県 | 25 | | | | | | |

5 各競技会場の入場者数

(人)

| 式典/競技 | | 会場 | 1/28 (土) | 1/29 (日) | 1/30 (月) | 1/31 (火) | 2/1 (水) | 2/2 (木) | 2/3 (金) | 2/4 (土) | 2/5 (日) | 計 |
|---------|----------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------|
| スケート | スピード | YSアリーナ八戸 | — | — | 2,600 | 2,500 | 2,200 | 2,600 | — | — | — | 9,900 |
| | ショートトラック | テクニカルアイスパーク八戸 | 500 | 600 | — | — | — | — | — | — | — | 1,100 |
| | フィギュア | FLAT HACHINOHE | 487 | 812 | 793 | 748 | — | — | — | — | — | 2,840 |
| アイスホッケー | | テクニカルアイスパーク八戸 | — | — | — | — | 492 | 823 | 767 | 2,273 | 2,499 | 6,854 |
| | | FLAT HACHINOHE | — | — | — | — | 451 | 476 | 577 | 60 | 271 | 1,835 |
| | | ふくちアイスアリーナ | — | — | — | — | 370 | 350 | 90 | 20 | — | 830 |
| 計 | | | 987 | 1,412 | 3,393 | 3,248 | 3,513 | 4,249 | 1,434 | 2,353 | 2,770 | 23,359 |

(参考) 令和2年開催 第75回冬季国体 26,310人

八戸市情報公開条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

1 改正の理由

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものを。

2 改正の概要

開示請求があったときに、個人情報であっても開示する公務員等の範囲について、独立行政法人通則法の改正に伴う引用規定について、「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改正するもの。

| 八戸市情報公開条例 | |
|--|--|
| 改正後 | 改正前 |
| (行政文書の開示義務) 第7条 (略) | (行政文書の開示義務) 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。 |
| (1) (略) | (1) (略) |
| (2) (略) | (2) 個人の情報であって、(中略) 公にすることにより、なお個人の権利利害を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 |
| ア・イ (略) | ア・イ (略) |
| ウ 当該個人が公務員等（国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。） | ウ 当該個人が公務員等（国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）～中略～）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分 |
| ～中略～ | |

※「行政執行法人」について

国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に業務を執行することが求められる法人で、平成27年4月より、従来の「特定独立行政法人」から「行政執行法人」へと名称変更されたもの。【例】国立公文書館、統計センター、国立印刷局、造幣局など7法人（令和4年度現在）

3 施行期日 公布の日

4 処分年月日 令和5年2月9日

八戸市情報公開条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

個人情報の保護については、地方公共団体ごとに個人情報保護条例を制定し、各団体において個別に運用されてきたが、今般の「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」の一部改正に伴い、個人情報の定義等が国・民間・地方で統一されるなど、令和5年4月1日から全国的な共通ルールが設けられることとなった。

市の情報公開条例においても、個人情報の定義等について定めているため、同法で定める共通ルールとの統一的な運用を図る観点から、開示しない情報（以下「不開示情報」という。）に係る規定の整備、その他所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1)不開示情報の分類の明確化

開示請求があった際の原則開示の例外として、不開示情報の分類を明確化する。

| 新 | 旧 |
|--|----------|
| | ①法令秘情報※ |
| ①個人情報 (文書、図画、写真、フィルム、音声、録画等の例示追加) | ②個人情報 |
| ②法人等情報 (実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意提供されたもので、通例として公にしないことが情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものを追加) | ③法人等情報 |
| ③公共安全等情報 | ④公共安全等情報 |
| ④審議検討等情報 | ⑤審議検討等情報 |
| ⑤事務事業情報 | ⑥事務事業情報 |
| | ⑦任意提供情報※ |

※「法令秘情報」については、その理由が新①～⑤のいずれかに該当するもの。

※「任意提供情報」については、新②「法人等情報」において規定するもの。

(2)実施機関の追加

地方自治法で特別地方公共団体の一つと定める「財産区」を追加する。

| 新 | 旧 |
|---|--|
| 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、自動車運送事業管理者、病院事業管理者、議会の議長及び <u>財産区</u> | 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、自動車運送事業管理者、病院事業管理者及び議会 |

3 施行期日

令和5年4月1日

八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要について

1 条例制定の理由

「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」（以下「個人情報保護法」という。）の一部改正に伴い、個人情報保護制度の全国的な共通ルールが規定されたことから、八戸市個人情報保護条例を廃止することとし、新たに「八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、同法の施行に関して市として必要な事項を定めるもの。

2 条例(案)の概要

個人情報保護法において、条例で規定できることとされている次の事項については、行政サービスの低下につながらないように、現行の八戸市個人情報保護条例と同様の内容を規定する。

(1) 開示決定等の期限（法第83条関連）

| | 開示決定等の期限 | 開示決定等の期限の特例 |
|-------------------------|----------|-------------|
| 個人情報保護法 | 30日以内 | 60日以内 |
| 八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（案） | 15日以内 | 45日以内 |

【開示決定等の期限の特例】

開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、全てについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合の期間について規定するもの。

(2) 開示請求に係る手数料等（法第89条関連）

| | 開示請求に係る手数料 | ・写しの交付に要する費用 ・送付に要する費用 | 備考 |
|-------------------------|------------|---------------------------|------------------------------------|
| 個人情報保護法 | 300円 | 請求者負担 | |
| 八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（案） | 無料 | 請求者負担 | 現行条例と同様 ・コピー 10円/枚 ・CD 50円/枚 |

(3) 開示状況の公表

個人情報保護制度の適正な運用を明らかにするため、現行条例と同様に、毎年度、個人情報の開示等の実施状況を公表する（ホームページ等による）。

3 施行期日

令和5年4月1日

八戸市行政不服審査条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

現行の八戸市個人情報保護条例で規定している個人情報の保護に係る審査請求についての調査審議に関する事項について、新たに八戸市行政不服審査条例で定める行政不服審査会（以下「審査会」という。）の処理する事項に加えるとともに、当該調査審議に関する規定の整備をするためのもの。

2 改正の概要

次の事項を審査会の処理事項として追加する。

| 項目 | 内容 |
|---|--|
| (1) 審査会の調査権限 <small>（八戸市個人情報保護条例第35条の4）</small> | 審査会が調査審議に必要と認めるときは、市に対し、審査請求に係る保有個人情報の提示を求めることができることを定めるもの。 |
| (2) 提出資料の写しの送付等 <small>（八戸市個人情報保護条例第35条の7）</small> | 審査会は、主張書面若しくは資料の提出があったときは、その写しを審査請求人、参加人、諮問した機関に送付しなければならないことを定めるもの。 |
| (3) 調査審議手続の非公開 <small>（八戸市個人情報保護条例第35条の8）</small> | 審査会の調査審議手続は、原則として公開しないことを定めるもの。 |

3 施行期日

令和5年4月1日

包括外部監査契約の締結について

地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、令和5年度における包括外部監査契約を以下のとおり締結するもの。

1 契約の始期

令和5年4月1日

2 契約者

令和4年度の当市における監査の経験を生かして、次年度の監査が適正に実施されることが期待されるとともに、八戸市監査委員へ意見照会した結果、異議がない旨の回答を得たため、以下の者を契約者とするものである。

- (1) 住所 青森県弘前市大字城南五丁目3番地21
- (2) 氏名 鈴木 崇 大
- (3) 資格 公認会計士

3 今後の予定

| | |
|----------|-------------------------|
| 令和5年2月 | 市議会定例会へ議案提出 |
| 令和5年4月1日 | 包括外部監査契約締結及び告示 監査の実施 |
| 令和6年2月 | 監査結果の報告 |

<参考：地方自治法>

(包括外部監査契約の締結)

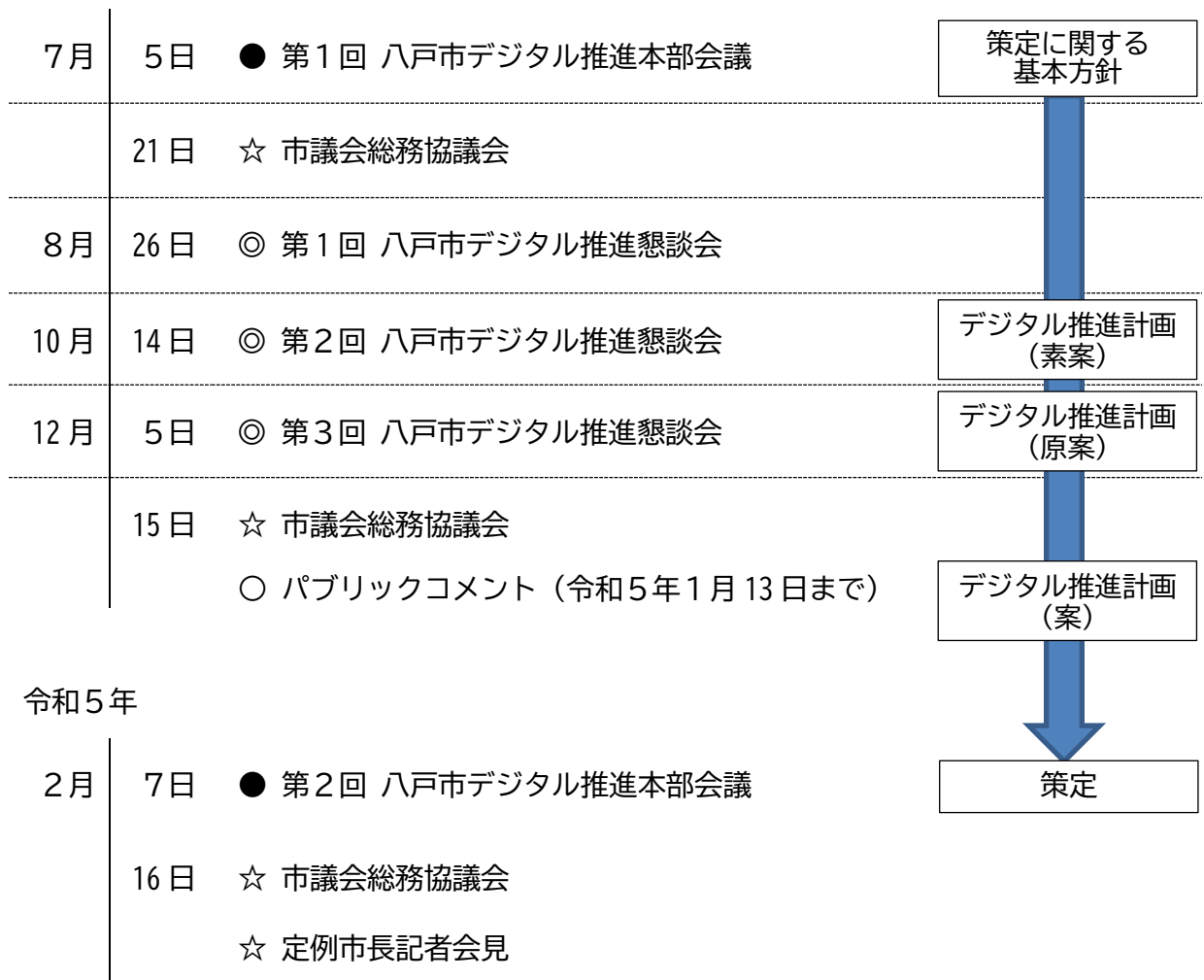
第252条の36次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

- (1) 都道府県
 - (2) 政令で定める市（※中核市が該当）
- (略)

八戸市デジタル推進計画について

1 策定経過等について

令和4年



2 八戸市デジタル推進計画

・別添のとおり

令和4年度八戸市職員採用試験の実施状況について

1 大学卒業程度、短大卒業程度（技術職）

- (1) 第一次試験 令和4年6月19日（日） 於 八戸市長根屋内スケート場
 (2) 第二次試験 令和4年7月27日（水）～29日（金） 於 八戸市庁
 (3) 合格発表 令和4年8月26日（金）
 (4) 実施状況 次表のとおり

| 職 種 | 採用 予定者数 | 申込者数 (a) | 受験者数 (b) | 受験率 b/a(%) | 第一次 合格者数 | 第二次合格者数(c) | | 最終受験 倍率 b/c |
|------|------------|-------------|-------------|---------------|-------------|------------|------|-------------------|
| | | | | | | 内定 | 名簿登載 | |
| 大学行政 | 14 | 87 | 74 | 85.1 | 33 | 15 | 3 | 4.1 |
| 大学土木 | 1 | 5 | 5 | 100.0 | 3 | 2 | 1 | 1.7 |
| 短大土木 | 1 | 6 | 5 | 83.3 | 4 | 1 | | 5.0 |
| 大学建築 | 1 | 2 | 2 | 100.0 | 1 | 1 | | 2.0 |
| 短大建築 | | 0 | - | - | - | | | |
| 大学電気 | 1 | 0 | - | - | - | | | |
| 短大電気 | | 0 | - | - | - | | | |
| 大学機械 | 1 | 1 | 1 | 100.0 | 1 | 1 | | 1.0 |
| 短大機械 | | 0 | - | - | - | | | |
| 大学化学 | 1 | 2 | 2 | 100.0 | 1 | | | |
| 大学水産 | 1 | 2 | 1 | 50.0 | 1 | | | |
| 大学農業 | 2 | 0 | - | - | - | | | |
| 合 計 | 23人程度 | 105 | 90 | 85.7 | 44 | 20 | 4 | 3.8 |

※ 第二次合格者のうち「名簿登載」は、採用の内定ではなく、採用内定者の辞退等により欠員が生じ、新たに採用が必要と判断した場合に、名簿登載順に内定者とするもの。

2 薬剤師（随時募集）

- (1) 試 験 令和4年6月28日（火） 於 八戸市庁
 (2) 合格発表 令和4年7月6日（水）
 (3) 実施状況 次表のとおり

| 職 種 | 採用 予定者数 | 申込者数 (a) | 受験者数 (b) | 受験率 b/a(%) | 合格者数(c) | | 最終受験 倍率 b/c |
|-----|------------|-------------|-------------|---------------|---------|------|-------------------|
| | | | | | 内 定 | 名簿登載 | |
| 薬剤師 | 若干名 | 1 | 1 | 100.0 | 1 | | 1.0 |

3 短大・高校卒業程度、学芸員(考古)、保健師、障がい者、社会人

- (1) 第一次試験 ①令和 4年 9月18日(日) 於 八戸市庁(障がい者、社会人)
 ②令和 4年 9月25日(日) 於 根城中学校(障がい者及び社会人以外)
- (2) 第二次試験 令和 4年11月 7日(月)～9日(水) 於 八戸市庁
- (3) 合格発表 令和 4年11月29日(火)

| 職 種 | 採用 予定者数 | 申込者数 (a) | 受験者数 (b) | 受験率 b/a(%) | 第一次 合格者数 | 第二次合格者数(c) | | 最終受験 倍率 b/c |
|-------------|------------|-------------|-------------|---------------|-------------|------------|------|-------------------|
| | | | | | | 内定 | 名簿登載 | |
| 短大事務 | 7 | 22 | 18 | 81.8 | 8 | 3 | 1 | 4.5 |
| 高校事務 | | 24 | 24 | 100.0 | 11 | 5 | 2 | 3.4 |
| 高校土木 | 1 | 2 | 2 | 100.0 | 2 | 2 | | 1.0 |
| 学芸員 (考古) | 2 | 8 | 6 | 75.0 | 3 | 2 | | 3.0 |
| 保健師 | 6 | 10 | 10 | 100.0 | 9 | 6 | 1 | 1.4 |
| 障がい者 | 若干名 | 12 | 11 | 91.7 | 4 | 2 | | 5.5 |
| 社会人 事務 | 3 | 49 | 46 | 93.9 | 12 | 5 | 2 | 6.6 |
| 社会人 機械 | 1 | 3 | 3 | 100.0 | 1 | 1 | | 3.0 |
| 社会人 化学 | 1 | 0 | - | - | - | | | |
| 合 計 | | 130 | 120 | 92.3 | 50 | 26 | 6 | 3.8 |

<参考：令和3年度職員採用試験実施状況 >

| 職 種 | 採用 予定者数 | 申込 者数 | 受験 者数 | 受験率 (%) | 第一次 合格者数 | 最終合格者数 | | 最終受験 倍率 | 辞退者数 | 採用者数 |
|-------------|------------|----------|----------|------------|-------------|--------|------|------------|------|------|
| | | | | | | 内定 | 名簿登載 | | | |
| 大学行政 | 12人程度 | 100 | 94 | 94.0 | 32 | 15 | 3 | 5.2 | 4 | 14 |
| 大学土木 | 1人程度 | 5 | 4 | 80.0 | 4 | 3 | | 1.3 | | 3 |
| 短大土木 | 1人程度 | 2 | 2 | 100.0 | 2 | 2 | | 1.0 | | 2 |
| 大学建築 | 2人程度 | 3 | 3 | 100.0 | 3 | 3 | | 1.0 | | 3 |
| 短大建築 | 2人程度 | 1 | 0 | - | | | | | | |
| 大学電気① | 2人程度 | 4 | 3 | 75.0 | 0 | - | | | | |
| 短大電気① | 1人程度 | 0 | - | | | | | | | |
| 大学機械① | 2人程度 | 1 | 1 | 100.0 | 0 | - | | | | |
| 短大機械① | 1人程度 | 0 | - | | | | | | | |
| 大学水産 | 1人程度 | 1 | 1 | 100.0 | 1 | 0 | | - | | |
| 農芸化学① | 1人程度 | 0 | - | | | | | | | |
| 獣医師① | 若干名 | 1 | 1 | 100.0 | | 1 | | 1.0 | | 1 |
| 薬剤師 | 若干名 | 0 | - | | | | | | | |
| 短大事務 | 6人程度 | 17 | 17 | 100.0 | 10 | 4 | 2 | 2.8 | 2 | 4 |
| 高校事務 | | 25 | 24 | 96.0 | 10 | 5 | 1 | 4.0 | | 6 |
| 高校土木 | 1人程度 | 3 | 3 | 100.0 | 3 | 2 | | 1.5 | | 2 |
| 大学電気② | 1人程度 | 0 | - | | | | | | | |
| 短大電気② | | 0 | - | | | | | | | |
| 大学機械② | 2人程度 | 0 | - | | | | | | | |
| 短大機械② | | 1 | 1 | 100.0 | 1 | 1 | | 1.0 | | 1 |
| 農芸化学② | 1人程度 | 1 | 1 | 100.0 | 0 | - | | | | |
| 保健師 | 3人程度 | 20 | 18 | 90.0 | 8 | 3 | 1 | 4.5 | 1 | 3 |
| 栄養士 | 1人程度 | 4 | 4 | 100.0 | 1 | 1 | | 4.0 | | 1 |
| 介護支援 専門員 | 1人程度 | 1 | 1 | 100.0 | 1 | 1 | | 1.0 | | 1 |
| 障がい者 | 若干名 | 16 | 15 | 93.8 | 4 | 2 | | 7.5 | 1 | 1 |
| 獣医師② | 若干名 | 1 | 1 | 100.0 | | 1 | | 1.0 | | 1 |
| 合計 | | 207 | 194 | 93.7 | 80 | 44 | 7 | 3.8 | 8 | 43 |

令和5年度 機構改革（案）及び八戸市事務分掌条例
の一部改正（案）の概要について

1 令和5年度機構改革の主なもの

(1) 危機管理部の新設

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震及びそれに伴う大津波等の大規模災害や、激甚化・多発化している風水害等の自然災害時のほか、今般の新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症の流行時など、危機的状況における司令塔機能を強化し、危機管理体制の確立と更なる防災力の向上を図るため、危機管理や災害対策に関する事務を一元的に所管する部署として、「危機管理部」を新設し、新たに危機管理課及び災害対策課を設置する。

(2) 商工労働まちづくり部と観光文化スポーツ部の新設

○商工労働まちづくり部の新設

地域全体のまちづくりを官民一体で進め、中心市街地や各地区の商店街において活気や賑わいを創出するため、商業振興の促進と市街地活性化の推進に関する取組の推進体制の一本化を図る観点から、商工労働観光部に、中心市街地活性化や各地区の再開発に関する事務を所管するまちづくり推進課と、中心市街地の賑わい創出の拠点である八戸ポータルミュージアムを移管し、「商工労働まちづくり部」を新設する。

○観光文化スポーツ部の新設

観光地域を再生し、交流人口の更なる拡大を図るため、「VISITはちのへ」との連携を基本としつつ、美術館等の文化施設を活用した文化芸術活動が創り出す新たなまちの魅力や、各種スポーツ大会の開催により生み出される多くの参加者等の交流を最大限に活かした観光施策を展開していく観点から、まちづくり文化スポーツ部に観光課を移管し、「観光文化スポーツ部」を新設する。

(3) 福祉部の再編

高齢者福祉に係る取組の推進体制を強化し、介護・高齢者支援の更なる充実を図るため、福祉部に介護保険課を移管する。

(4) こども健康部の新設

子どもファーストに関する取組の更なる推進を図るため、「子ども」施策を一つの部に集約し、施策の迅速化と効率化につなげ、より効果的な取組を展開していく観点から、健康部に、こども未来課と子育て支援課を移管し、「こども健康部」を新設する。

(5) 市民環境部の新設

グリーン社会の実現に向けた取組と市民ニーズに即した環境施策の推進を図るため、ごみ処理の適正化や省エネルギーの普及促進等の市民生活に密接に関わる取組への市民の理解を促進し、着実に進めていく観点から、市民防災部と環境部を統合し、「市民環境部」を新設する。

(6) 都市整備部の再編

市民がより快適で暮らしやすいまちを実現するため、八戸市都市計画マスタープランに基づく総合的な都市政策の更なる推進を図る観点から、都市計画に関する企画立案を所管する都市政策課に、区画整理や空き家対策に関する事務を所管する市街地整備課を統合する。

また、市民生活における公衆衛生の向上と良好な居住環境の形成を図る観点から、都市整備部に、下水道業務課をはじめ、下水道建設課及び下水道施設課を移管するとともに、下水道施策の一体的かつ集中的な推進を図る体制として、下水道事務所を新設する。

〔機構改革の概要〕

※ 機構順で記載

| 4年度 | 5年度 | 部の所管に関する主な変更内容 |
|--------------------------------|-------------------|---|
| | <u>危機管理部</u> | ・危機管理や災害対策に関する事務を一元的に所管する部署として、危機管理部を新設し、新たに危機管理課及び災害対策課を設置。 |
| 総合政策部 | 総合政策部 | |
| <u>まちづくり</u> <u>文化スポーツ部</u> | | |
| 総務部 | 総務部 | |
| 財政部 | 財政部 | |
| <u>商工労働観光部</u> | <u>商工労働まちづくり部</u> | ・商工労働観光部に、まちづくり推進課と八戸ポータルミュージアムを移管し、商工労働まちづくり部を新設。 |
| | <u>観光文化スポーツ部</u> | ・まちづくり文化スポーツ部に、観光課を移管し、観光文化スポーツ部を新設。 |
| 農林水産部 | 農林水産部 | |
| 福祉部 | 福祉部 | ・介護保険課を市民防災部から移管。 |
| <u>健康部</u> | <u>こども健康部</u> | ・健康部に、こども未来課と子育て支援課を移管し、こども健康部を新設。 |
| <u>市民防災部</u> | <u>市民環境部</u> | ・市民防災部と環境部を統合し、市民環境部を新設。 |
| <u>環境部</u> | | |
| 建設部 | 建設部 | |
| 都市整備部 | 都市整備部 | ・都市政策課に、市街地整備課を統合。 ・都市整備部に、下水道業務課、下水道建設課及び下水道施設課を移管するとともに、下水道事務所を新設。 |

2 八戸市事務分掌条例の一部改正（案）の内容について

(1) 部の設置について（第1条）

| 令和4年度 | 令和5年度（案） |
|-----------------|---------------|
| (1)総合政策部 | (1)危機管理部 |
| (2)まちづくり文化スポーツ部 | (2)総合政策部 |
| (3)総務部 | (3)総務部 |
| (4)財政部 | (4)財政部 |
| (5)商工労働観光部 | (5)商工労働まちづくり部 |
| (6)農林水産部 | (6)観光文化スポーツ部 |
| (7)福祉部 | (7)農林水産部 |
| (8)健康部 | (8)福祉部 |
| (9)市民防災部 | (9)こども健康部 |
| (10)環境部 | (10)市民環境部 |
| (11)建設部 | (11)建設部 |
| (12)都市整備部 | (12)都市整備部 |

(2) 分掌事務について（第2条）

| 4年度 | | 5年度（案） | |
|-------------------------|--|-----------------------|---|
| | | (1) 危機管理部 | ア 危機管理に関すること。 イ 防災及び災害対策の総括に関すること。 |
| (1) 総合政策部 | (略) | (2) 総合政策部 | (略) |
| (2) まちづくり 文化スポーツ部 | ア まちづくりに関すること。 イ 中心市街地の活性化に関すること。 ウ 文化に関すること。 エ スポーツに関すること。 | | |
| (3)～(4) | (略) | (3)～(4) | (略) |
| (5) 商工労働観 光部 | ア 商業及び工業に関すること。 イ 労働に関すること。 ウ 産業振興に関すること。 エ 観光に関すること。 | (5) 商工労働ま ちづくり部 | ア 商業及び工業に関すること。 イ 労働に関すること。 ウ 産業振興に関すること。 エ まちづくりに関すること。 オ 中心市街地の活性化に関すること。 |
| | | (6) 観光文化ス ポーツ部 | ア 観光に関すること。 イ 文化に関すること。 ウ スポーツに関すること。 |
| (6) 農林水産部 | ア 農業及び林業に関すること。 イ 水産業に関すること。 | (7) 農林水産部 | ア 農業及び林業に関すること。 イ 水産業に関すること。 |
| (7) 福祉部 | 社会福祉に関すること。 | (8) 福祉部 | ア 社会福祉に関すること。 イ 介護保険に関すること。 |

| | | | |
|---------------|---|-------------------|---|
| (8) 健康部 | <u>保健衛生に関すること。</u> | (9) こども健康 部 | <u>ア 児童福祉及び子育て支援 に関すること</u> <u>イ 保健衛生に関すること。</u> |
| (9) 市民防災部 | <u>ア 戸籍及び住民基本台帳に 関すること。</u> <u>イ 国民健康保険及び国民年 金に関すること。</u> <u>ウ 介護保険に関すること。</u> <u>エ 防災及び災害対策の総括 に関すること。</u> <u>オ 危機管理に関すること。</u> <u>カ 消費生活及び計量に関す ること。</u> <u>キ 市民生活の安全及び交通 安全に関すること。</u> | (10) 市民環境部 | <u>ア 戸籍及び住民基本台帳に 関すること。</u> <u>イ 国民健康保険及び国民年 金に関すること。</u> <u>ウ 消費生活及び計量に関す ること。</u> <u>エ 市民生活の安全及び交通 安全に関すること。</u> <u>オ 環境施策の企画及び調整 に関すること。</u> <u>カ 環境保全及び公害防止に 関すること。</u> <u>キ 廃棄物の処理及び清掃に 関すること。</u> |
| (10) 環境部 | <u>ア 環境施策の企画及び調整 に関すること。</u> <u>イ 環境保全及び公害防止に 関すること。</u> <u>ウ 廃棄物の処理及び清掃に 関すること。</u> <u>エ 下水道に関すること。</u> | | |
| (11) | (略) | (11) | (略) |
| (12) 都市整備部 | <u>ア 都市計画の企画及び調整 に関すること。</u> <u>イ 土地区画整理事業に関す ること。</u> <u>ウ 公園及び緑地に関するこ と。</u> <u>エ 建築基準に関すること。</u> | (12) 都市整備部 | <u>ア 都市計画の企画及び調整 に関すること。</u> <u>イ 土地区画整理事業に関す ること。</u> <u>ウ 公園及び緑地に関するこ と。</u> <u>エ 建築基準に関すること。</u> <u>オ 下水道に関すること。</u> |

(3) 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

八戸市職員定数条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

福祉業務の体制充実のため福祉事務所の定数を増やすとともに、休職者が復職した場合において定数外に置く職員に係る規定の整備をするためのものである。

2 改正の概要

(1) 福祉事務所の定数の増

市長事務部局の職員のうち、福祉事務所の職員の定数を、次のとおり増やす。

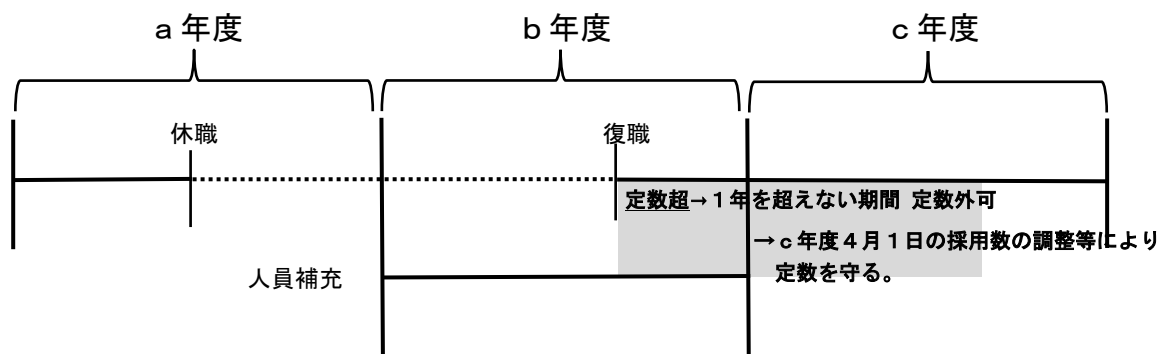
| 区 分 | | 現行定数 | 改正後 定数 | 増減 |
|-----------------|--------------|-------|-----------|----|
| 市長事務 部局の職員 | 一般職員 | 1,021 | 1,021 | |
| | 福祉事務所の職員 | 165 | 198 | 33 |
| | 計 | 1,186 | 1,219 | 33 |
| 議会事務局の職員 | | 16 | 16 | |
| 監査委員事務局の職員 | | 6 | 6 | |
| 選挙管理委員会事務局の職員 | | 8 | 8 | |
| 農業委員会事務局の職員 | | 12 | 12 | |
| 教育委員会事務局の職員 | | 86 | 86 | |
| 教育機 関の職 員 | 学校の職員 | 57 | 57 | |
| | 学校以外の教育機関の職員 | 98 | 98 | |
| | 計 | 155 | 155 | |
| 市民病院事業管理者部局の職員 | | 1,140 | 1,040 | |
| 自動車運送事業管理者部局の職員 | | 158 | 158 | |
| 合 計 | | 2,767 | 2,800 | 33 |

(2) 休職者が復職した場合の取扱い

病気等を理由に職員の休職が長期化した場合、他の職員への負担を考慮し、当該休職者を定数外とした上で正職員を補充することがあるが、現行の職員定数条例では、年度途中で復職した場合の取扱いについて特段の規定が整備されていないため、休職者が年度途中で復職した場合、定数を超えてしまう可能性がある。

このため、休職者が復職した場合において、定数を超えるときは、一年を超えない期間に限り定数外に置くことができるものとする。

【例】



3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

八戸市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例 の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

地方公務員法では、「人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用する」こととされ、さらに「人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない」とされているが、当市の条例においては、分限処分に関する根拠規定が整備されていないため、人事評価の結果等を事由とする職員の降給について規定の整備をするためのもの。

2 改正の概要

(1) 次に該当する場合に職員を降格又は降号することができる規定を追加

人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、勤務実績がよくない状態がなお改善されないとき

(2) 次に該当する場合に職員を降格することができる規定を追加

- ①心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合
- ②職務の級に分類されている職務を遂行することについて適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態が改善されないとき
- ③職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

感染症業務手当及び福祉業務手当の額を改定するとともに、福祉業務手当の支給の対象となる職員の範囲を拡大し、その他規定の整備をするためのものである。

2 改正の内容

著しく危険・不快・不健康又は困難であるなどの特殊性を伴う勤務に従事する者に支給する特殊勤務手当のうち、次の2つの手当について手当額等の改正をするものである。

(1) 感染症業務手当

感染症の防疫業務に直接従事した職員等に支給する感染症業務手当について、手当額を日額 260 円から日額 290 円へ増額する。

(2) 福祉業務手当

外勤により高齢者、障がい者の支援業務に従事した職員に支給する福祉業務手当について、手当額を日額 180 円から日額 290 円へ増額するとともに、児童虐待への対応業務に従事した職員を支給対象に加える。

3 施行期日

令和5年4月1日

青森県市町村総合事務組合への加入に関する協議について

1 理由

地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年6月1日から青森県市町村税滞納整理機構において市税等の滞納整理に関する事務を共同処理するために、青森県市町村総合事務組合に加入することについて協議するものである。

2 市税徴収の現状

行政需要の多様化や社会経済情勢の変化に適切に対応することが求められる中で、質の高い市民サービスを提供するためには、市税収入の徴収率の向上を図り安定した財源を確保することが不可欠であるが、新型コロナウイルス感染拡大などによる昨今の厳しい経済状況を反映し、当市における市税の徴収率はほぼ横ばいで推移している。

(市税徴収実績)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|
| 徴収率 | 95.7% | 95.9% | 95.6% | 96.2% |

※国民健康保険税を除く

3 青森県市町村税滞納整理機構の概要

| | |
|---------|---|
| 1. 経緯 | 青森県市町村総合事務組合（平成19年4月設立、地方自治法第284条一部事務組合）の滞納整理部門を強化し、市町村税等の滞納整理を専門に行う機関として平成24年4月1日に設立された。 |
| 2. 構成団体 | 青森県内の38市町村（八戸市、十和田市を除く県内市町村） |
| 3. 処理業務 | 構成団体から移管を受けた市町村税等徴収金の滞納整理 (1) 滞納者の財産等の調査及び徴収金の納付折衝 (2) 滞納者の財産の差押え等 (3) 差押財産の換価、配当等 (4) 滞納処分の執行停止の判定等 滞納整理に関する研修の実施 |
| 4. 負担金 | 構成団体市町村が実績に応じて次の負担金を納付する。 ・移管件数割額 滞納者1名につき千円 ・徴収実績割額 移管滞納事案に係る収納額の10% |

4 目的

(1) 「青森県」・「機構」・「市町村」における包括的な徴収体制の構築

県全体における収入未済額の圧縮のためには、市部を含めた県内40市町村全ての加入による包括的な徴収体制の構築が不可欠であるとして、機構の設立から10年目の節目となる本年度を機に青森県から当市への加入要請がなされた。

(2) 費用負担や人的負担等の条件緩和による効果的な移管の実施

機構設立当時に不明瞭であった、機構への加入に伴う費用負担や加入自治体からの職員派遣等の条件が緩和されたことで、費用対効果を優先した移管が可能となった。

5 共同処理の開始日 令和5年6月1日

八戸市附属機関設置条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

地域スポーツ・文化活動検討協議会を設置するためのものである。

2 改正の内容

(1) 八戸市附属機関設置条例

○ 新設する附属機関

| 名称 | 担任する事務 |
|---------------------|--|
| 八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会 | 中学校部活動の円滑な地域移行に向けた新たな地域スポーツ・文化活動の環境の整備に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。 |

(2) 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

上記(1)の一部改正に伴い、委員の報酬及び費用弁償を定める別表を一部改正

3 施行期日 令和5年4月1日

4 設置目的

中学校部活動の円滑な地域移行に向けた新たな地域スポーツ文化活動の環境の整備に関し調査及び検討をするため「八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会」を新たに設置する。

5 委員構成

学識経験者、スポーツ・文化活動団体関係者、学校関係者、公募に応じた者等合計15人程度

6 委員会の開催予定等

- (1) 委嘱期間 委嘱の日から2年
- (2) 開催回数 初年度は年4回程度開催予定

令和5年度八戸市青少年海外派遣交流事業について

1 事業の趣旨

八戸市の青少年（中学生）を海外に派遣し、訪問国の歴史、文化、産業、教育等の見学や、青少年との親善交歓をとおして、国際協調の精神を育て、次代の国づくり、まちづくりを担う青少年の健全育成を図るとともに、参加青少年による青少年団体活動への寄与を期待して行う。

2 派遣計画 ※令和2年度に中止して以降、未実施の計画内容

訪問国：中華人民共和国（蘭州・上海・西安・北京）

派遣期間：5月下旬 8泊9日

派遣人員：団長1人、特別団員4人、一般団員（中学2年生）26人の合計31人

3 海外情勢について

外務省では、新型コロナウイルスの感染症危険情報について、世界の感染状況が総じて改善してきていること、G7各国も既に国・地域別のレベル指定を取りやめていること等を踏まえ、2022年10月19日付で、全世界を一律レベル1（レベルの引き下げ及び維持）とした。

また、2022年12月には、中国を含む世界のほとんどの国がウィズコロナ戦略に舵を切り、日本においても入国制限が大幅に緩和されたことなどにより、海外からの渡航者も大幅に増え、国内外の行き来が活発化している。

しかしながら、日本から中国への渡航・入国に際しては、条件・行動制限措置が課されており、また、中国ではゼロコロナ政策からの転換による感染拡大が起きるなどの不安定な状況が続いている。

4 令和5年度事業について

続くコロナ禍や不安定な国際情勢など、不透明な要素が多い現環境では、依然として生徒を安全・安心に海外へ派遣することが難しく、事業再開のタイミングではないと判断し、中止することとする。

八戸市埋蔵文化財センター 是川縄文館条例の 一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

令和3年7月に世界遺産となった、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産・是川石器時代遺跡及び関連資産・長七谷地貝塚について、次代を担うより多くの子どもにその価値や魅力を伝えるため、小・中学生の観覧料を無料とするためのものである。

2 改正内容

- ・別表料金表から中学生・小学生の項目を削除する。
- ・別表料金表に、備考として中学生以下の者が無料であることを明文化する。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 参考

是川縄文館のほか、長七谷地貝塚のガイダンス施設である博物館及び同館関連施設である根城の広場・本丸、南郷歴史民俗資料館についても同様の改正を行う。

八戸市博物館条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

- ・博物館法が改正され、公立博物館の設置に関する事項は条例で定めることとする規定が削除されたことに伴い、所要の整備を行うため。
- ・令和3年7月に世界遺産となった「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産・是川石器時代遺跡及び関連資産・長七谷地貝塚について、次代を担うより多くの子どもにその価値や魅力を伝えるため、是川縄文館とともに小・中学生の入館料等を無料とするためのものである。

2 改正の主な内容

- ・第1条が規定する、条例の趣旨と博物館の設置に関する記述を変更する。
- ・別表料金表から小学生及び中学生の欄を削除する。
- ・別表料金表の備考にある中学生・小学生の記述を削除するとともに、中学生以下の者が無料であることを明文化する。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 参考

入館料等については、是川縄文館についても同様の改正を行う。